

「こころの杜院内 IC キャッシュレスシステム導入」公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、「こころの杜院内 IC キャッシュレスシステム」の導入において、公開型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により導入業者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 調達内容に関する事項

(1) 調達件名及び数量

こころの杜院内 IC キャッシュレスシステム一式（システム等設置、接続、操作説明）

(2) 調達件名の仕様等

こころの杜院内 IC キャッシュレスシステム導入仕様書（別紙 1）のとおり

(3) 納入期限

令和 5 年 2 月 28 日（火）

(4) 納入場所

福島県立ふくしま医療センターこころの杜
(福島県西白河郡矢吹町滝八幡 地内)

(5) 調達方法

公募型プロポーザル方式とする。

3 契約上限額

導入費用 6,285,400 円（税抜き額 5,714,000 円）

（1）この予算以下の金額で導入業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

（2）導入費用のほか別途契約を予定している月額保守料等の提案（IC カード 120 枚、期間 5 年として期間終了後見直しを行う）を行うこと。

4 参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）福島県内または福島県の隣接県に本店または支店・営業所を有する者であること。

（3）企画提案書の提出期日（以下「評価基準日」という。）以前に院内キャッシュレスシステム又は院内レンタルシステム等の事業において設置運営の実績があること。

（4）評価基準日現在で福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

（5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく民事再生手続開始の申し立てをしている者又は申し立てがなされている者でないこと。

5 スケジュール

募集要領公告日	令和4年6月22日（水）
質問書受付期限	令和4年6月24日（金）17時
質問回答予定日	令和4年6月28日（火）
参加申請書等提出期限	令和4年7月5日（火）17時
参加資格審査結果通知	令和4年7月7日（木）
企画提案書提出期限	令和4年7月13日（水）17時
プロポーザル審査委員会	令和4年7月15日（金）10時30分
審査結果通知	令和4年7月22日（金）

6 参加申請書等

参加する者は、参加資格等の確認のための書類を次により提出すること。

(1) 提出期限

令和4年7月5日（火）17時

(2) 提出方法

簡易書留郵便による郵送または持参（受付時間は月から金曜日（祝日を除く）の9時から17時まで）により提出すること。

(3) 提出書類等

次の書類を各1部提出すること。

ア プロポーザル審査委員会参加申請書（様式第1号）

イ 履行実績書（様式第3号）または履行実績証明書（様式第4号）

この書類は上記4の（3）と同種案件を受注したことを確認するもの。

ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

(4) 参加資格審査結果の通知

参加申請を行ったすべての者に対し、プロポーザル審査委員会参加確認通知書（様式第2号）により資格審査の結果を通知するものとする。

7 企画提案書等

プロポーザル審査委員会参加確認通知書において参加資格ありと認められた者は、企画提案書等を下記により提出すること。

(1) 提出期限

令和4年7月13日（水）17時

(2) 提出方法

簡易書留郵便による郵送または持参（受付時間は月から金曜日（祝日を除く）の9時から17時まで）とする。

(3) 提出書類等

企画提案書作成要領（別紙2）に留意して作成すること。

ア 企画提案書（任意様式、A4版）6部

イ システム導入積算内訳書（任意様式、A4版）1部

ウ 月額保守料等積算内訳書（任意様式、A4版）1部

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式、A4版）6部

8 企画提案書等の無効

次のいずれかの事項に該当する場合、企画提案書は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 企画提案者が上記4に定める参加資格を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (3) 企画提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合。
なお、提出期限の日までに企画提案書が到着しないことを理由に企画提案書を無効とした場合、簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 企画提案書の提出から契約までの間に、企画提案書で提示した上部実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
- (6) 審査会当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。

9 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書等の取扱いは、次の各号によること。

- (1) 提出された企画提案書等は返却しないこと。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とすること。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとすること。
- (4) 提出された企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。
ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。
なお、開示する際は、企画提案書等の写しを作成し、使用できること。
- (5) 提出書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

10 質問書

質問書については、次により受け付けるものとする。

- (1) 受付期限
令和4年6月24日（金）17時
- (2) 提出方法
質問書送付の際の件名は「【質問書】こころの杜院内ICキャッシュレスシステム導入」として、電子メールにて提出することとし、電話等による口頭での質問は受け付けないこととする。
- (3) 提出書類
質問書（様式第5号）
- (4) 質問書に対する回答
令和4年6月28日（火）までに矢吹病院ホームページで公表する。

11 審査方法

- (1) 選定方法
導入業者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。審査委員会は、企画提案書等の提出があった者からプレゼンテーションを受け、これを総合的に評価し、導入業務予定者（随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査委員会の日時等

ア 日時 令和4年7月15日(金) 10時30分

イ 場所 福島県立矢吹病院 会議室

ウ 所要時間

1 提案者あたりの時間は 30 分以内(プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)
とする。

エ 審査結果

採用、不採用に関わらず、後日書面により通知する。

(3) 審査基準

審査にあたっての評価項目及び配点は、(別表2)のとおりとする。評価点の高い順に候補者及び次点者とする。同点の場合には、委員の1位評価を多く得たものを優位とする。

また、プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書と同じ内容とし、追加の資料配付は認めない。

(4) 評価点の算出

評価する審査委員の評価点の合計点数とする。

1.2 契約締結

- (1) 審査委員会により選定された最も適した提案者を受注者として、契約交渉を行う。
- (2) 企画提案書の内容に沿って協議を行い、仕様を確定した上で契約を締結する。なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。
- (3) 契約金額は協議によって作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。
その際、委託契約上限額を超えないものとする。
- (4) 受注予定者との協議が整わない場合または契約を辞退した場合は、審査結果において次点の者と協議を行う。
- (5) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

1.3 提出先及び問合せ先

〒969-0284 福島県西白河郡矢吹町滝八幡 100

福島県立矢吹病院事務部

メール yabuki.byouin@pref.fukushima.lg.jp

電話 0248-42-3111

FAX 0248-44-2551

1.4 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (2) 提出期限後における参加申請書等の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- (3) 不慮の都合により、事務手続きの途中で選定を延期することがある。その場合は通知・連絡により関係者に周知する。なお、選定を延期した場合においても、選考への参加のためにはそれまで要した費用について福島県でその負担に応じることはできない。

別紙1

こころの杜院内 IC カードキャッシュレスシステム導入仕様書

1. 目的

院内 IC カードキャッシュレスシステムは、「福島県立ふくしま医療センターこころの杜」における入院患者の預り金の入出金（院内で利用する売店、飲料水自動販売機、理美容所、公衆電話、洗濯・乾燥機、現金）の一元管理化を図ることにより、預り金の入出金を正確、確実に行うとともに看護職員の負担軽減を図ることを目的として導入するもの。

導入機器等及び運営方法等について本仕様書に定める。なお、仕様書に記載のない事項については発注者、受注者双方協議の上決定する。

2. 調達物品及び構成内訳

こころの杜院内 IC カードキャッシュレスシステム（IC カード/オンライン方式）一式

※ 別表1 「こころの杜 IC キャッシュレスシステム機器構成、機器設置箇所」のとおり

(1) 基本システム全般

- ① 既に完成されたアプリケーションをベースとしたシステムであること。
- ② システム上、以下のような安全管理を有するシステムであること。
 - ・ID やパスワードなどで、アプリケーション利用時の認証が可能であること。
 - ・設定変更機能等については、別にパスワードを設け利用制限が掛けられる機能を有すること。

(2) ソフトウェア全般

- ① 既に完成されたパッケージアプリケーションであることを前提とする。
- ② 機能の追加・変更が容易なプログラム構成であること。
- ③ 各種設定変更が利用者（医療機関）でも容易に行えるように、マスター等による追加・変更機能があること。
- ④ 利用者別の情報登録（患者 ID、カード番号、氏名など）が出来る機能であること。
- ⑤ 患者専用 IC カードを発行し、各種決済端末で利用（決済）できる機能を有すること。
対象機器は、事務室、売店、飲料水自動販売機、理美容所、ランドリー、公衆電話に係るもの。
- ⑥ 残高情報は管理端末上に持たせ、IC カードは認証機能のみを有する機能であること。
- ⑦ 利用する IC カード決済機器毎に、利用限度額の設定機能を有すること。
- ⑧ 病院が別途定める帳票類を印字発行できる機能を有すること。
- ⑨ 入出金データまたは利用データは、CSV データとして出力できる機能を有すること。
- ⑩ 管理 PC より入現金の入金・出金処理が行える機能を有すること。
- ⑪ 自販機リーダーは、自販機本体と直結接続が可能な仕様であること。

(3) 保守

- ① ハードウェア保守契約が可能のこと。（管理 PC、売店決済端末等）
- ② ソフトウェア保守契約が可能のこと。
- ③ 電話などによるサポート窓口を有すること。
- ④ サポート窓口は平日（※年末年始、GW を除く）9:00~17:00 で開設されていること。
- ⑤ VPN 環境を利用したオンライン保守サービスに対応可能のこと。
- ⑥ システムデータのバックアップ機能を有すること。

(4) 費用負担

① 管理手数料、保守料等

- ・ICカード（120枚）について、別途定めるカード使用料（管理料）を発注者が別途負担する。
- ・システム保守料について、別途定める費用を発注者が別途負担する。
- ・ランドリー（洗濯乾燥機）保守料については、別途定める費用を運営業者が別途負担する。

② 飲料水自動販売機・ランドリー（洗濯乾燥機）

- ・飲料水自動販売機及びランドリー（洗濯乾燥機）関係機器については、運営事業者の負担とする。

3. その他

(1) 事業者決定後、設置機器等の詳細仕様、設置場所、数量等の諸条件について発注者と受注者の間で協議する。

(2) 本仕様書に記載されていない事項は、双方協議のうえ決定し、相互の確認後、決定事項を遵守すること。

別表1

こころの杜ICキャッシュレスシステム機器構成、設置箇所

階	番号	設置場所	設置機器等	機器明細等	台数	備考
1階	1	事務室（医事課）	デスクトップPC	管理システムPC	1	
	2	事務室（医事課）	デスクトップPC	バックアップ端末	1	
	3	事務室（医事課）	レーザープリンタ	管理用	1	
	4	売店	ノートPC	売店・理美容室用	1	
	5	売店	飲料水自動販売機		1	売店で設置
	6	病棟	ランドリー	洗濯乾燥機	4	別途リース契約
	7	病棟	電話機	ICカード電話	2	
2階	8	病棟	ランドリー	洗濯乾燥機	6	別途リース契約
	9	病棟	電話機	ICカード電話	2	
3階	10	病棟	ランドリー	洗濯乾燥機	5	別途リース契約
	11	病棟	電話機	ICカード電話	2	
1~3階	12	上記設置箇所間	LAN本線敷設	事務室から利用機器設置予定の壁際（各基点）まで	一式	発注者が敷設
1~3階	13	各基点から利用機器	LAN本線端末ー利用機器接続	各基点から利用機器設置箇所までの接続等	一式	

※ ランドリーの洗濯乾燥機（リース設置）については、新病院開業後、病棟毎の患者数により台数を見直すものとする。

9

別紙2

企画提案書作成要領

1 目的

この作成要領は、「こころの杜院内 IC キャッシュレスシステム」に係る導入契約候補者の決定に関し、プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）が企画提案書を作成するために必要な事項を定める。

2 提出書類

(1) 企画提案書

ア 参加者は、別紙1「こころの杜院内 IC カードキャッシュレスシステム導入仕様書」及び別表2「こころの杜院内 IC キャッシュレスシステム導入評価基準に基づいた企画提案書を作成すること。

イ 企画提案は、参加者 1 者につき 1 提案とし、複数提案を認めない。

ウ 導入業務を確実に実施、履行するための組織体制（業務分担、担当者名等）、連絡体制等を詳細に示すこと。

(2) 積算内訳書

ア 本業務の実施に要するそれぞれの経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

なお、本業務に係る費用の総額は、募集要領 3 に定める契約上限額を超えないこと。

イ 積算内訳書については、積算した金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額 110 の分の 100 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

ウ 積算内訳書は、任意の様式によるものとし、企画書と別冊で作成すること。

なお、当院宛てに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

エ 導入費用のほか別途契約を予定している月額保守料等の積算内訳書（IC カード

120 枚、期間 5 年として期間終了後見直しを予定）提出すること。

3 書類の提出方法

(1) 提出期限

令和4年7月13日（水）17時

(2) 提出方法

簡易書留郵便による郵送または持参（受付時間は月から金曜日（祝日を除く）の9時から17時まで）とする。

(3) 提出書類等

ア 企画提案書（任意様式、A4版）6 部（ページ数は 30 ページ以内とする）

イ 積算内訳書（任意様式、A4版）1部（①導入費用、②月額保守料等）

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式、A4版）

別表2

こころの杜院内ICキャッシュレスシステム導入評価基準

評価項目		評価基準	配点
1	運営するための十分な能力（決算内容）	・過去3年間の決算状況	10
2	福島県の物品（修繕）競争入札参加有資格者	・福島県の物品（修繕）競争入札参加有資格者名簿の登録業者であるか	5
3	業務実績	・過去の同業種・類似業務、病院リース業務の実績について	5
4	実施体制	・導入業務を確実に実施、履行するための組織体制（業務分担、担当者名等）、連絡体制等	10
5	稼働までのスケジュール	・導入準備から稼働までのスケジュール	5
6	導入後のサポートおよび保守・メンテナンス体制	・県内又は近県の本支店の有無 ・稼働後のサポートおよび保守の方法について ・保守メンテナンス体制について（体制図）	10
7	提案システムの概要	・病院の特性等を踏まえた上での、コンセプト・アピールポイント ・システムの提案および理由	10
8	セキュリティ対策	・個人情報保護等を目的としたセキュリティ対策	10
9	システム障害および災害時の対応	・システム障害発生時の対応 ・大規模災害に備えたシステム提案	10
10	ランドリーリース機器の設置	・リース機器の設置はスムーズに行えるか	10
11	初期導入費用	・初期導入費用（積算）	5
12	保守費用	・月額保守等料金（カード利用料、機器保守料）の積算	10
評価点合計			100

